

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(社会福祉課)

一

### 告 示

○飲酒運転根絶重点区域の指定

(地域交通政策課)

一

○生活保護法による医療機関の指定

(社会福祉課)

二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(同)

三

○県営土地改良事業の換地処分(三件)

(農村整備課)

三

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

(水産林政総務課)

四

(五件)

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

(同)

五

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

五

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

(同)

六

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(防災推進課)

六

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

九

## 規 則

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

### ○宮城県規則第五号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(令和二年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○宮城県告示第九十号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)第十五条第一項の規定により飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

飲酒運転根絶重点区域	指 定 日	指 定 期 間
仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで	令和六年二月二十日	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
仙台市宮城野区榴岡一丁目、二丁目及び四丁目	令和六年二月二十日	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
仙台市太白区長町三丁目、五丁目及び七丁目	令和六年二月二十日	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
仙台市泉区泉中央一丁目	令和六年二月二十日	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目	令和六年二月二十日	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
塩竈市尾島町	令和六年二月二十日	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
登米市迫町佐沼字中江一丁目から五丁目まで	令和六年二月二十日	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大崎市古川北町二丁目、台町及び東町  
 令和六年二月二十日  
 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
名取つちやま皮膚科	名取市田高字原五九七番地名取メデイカ ルモール二〇一	令和六年一月一日
しおがま国分眼科	多賀城市笠神四丁目六番八号	令和六年一月一日
古川ファミリー歯科・矯正 歯科	大崎市古川沢田字筒場浦八二イオンタウ ン古川内	令和六年一月一日
医療法人社団かづま内科 クリニック	石巻市鹿妻南一―三―二六	令和六年一月一日
桑島歯科クリニック	石巻市向陽町二―三―三	令和六年一月一日
有限会社万石調剤薬局	石巻市垂水町三―三―一八	令和六年一月一日
イオンスーパーセンター 石巻東店薬局	石巻市流留字七勺一―一	令和六年一月一日
おおはし薬局	石巻市大橋三丁目二―一五	令和六年一月一日
及川内科医院	塩竈市尾島町五―一六	令和六年一月一日
高橋ジュネラルクリニック	塩竈市藤倉三―六―四	令和六年一月一日
川村歯科医院	塩竈市港町二丁目五―一二	令和六年一月一日
ウエルシア薬局本塩釜駅前 店	塩竈市海岸通一―番一―号	令和六年一月一日
三条小児科医院	気仙沼市田中前二―八―四	令和六年一月一日

精神科病院 仙南サナトリウム+	白石市大鷹沢三沢字中山七四―一〇	令和六年一月一日
エルム調剤薬局白石店	白石市城北町四―三―二二	令和六年一月一日
医療法人武田内科医院	名取市増田二―六―一―一	令和六年一月一日
エアリ総合内科漢方クリニック	名取市杜せきのした五丁目三番地一イオ ンモール名取一階	令和六年一月一日
ウイメンズクリニック金上	角田市角田字田町一―四―一二	令和六年一月一日
名取医院	角田市角田字南六一番地一	令和六年一月一日
浅井整形外科医院	多賀城市鶴ヶ谷二―一八―一	令和六年一月一日
おだかクリニック	多賀城市中央一―一六―一六	令和六年一月一日
スズキ記念病院	岩沼市里の杜三―五―五	令和六年一月一日
三浦消化器内科	登米市中田町石森字蓬田一九五	令和六年一月一日
医療法人社団豊衛会佐藤 医院	登米市豊里町横町六〇	令和六年一月一日
しのはらクリニック	登米市米山町西野字西野前二〇二番地一	令和六年一月一日
ひかり薬局佐沼	登米市迫町佐沼中江三―一―九	令和六年一月一日
沢辺中央医院	栗原市金成沢辺木戸口七四―三	令和六年一月一日
日野クリニック	栗原市志波姫新沼崎五〇―二	令和六年一月一日
熊坂医院	栗原市一迫川口中野一〇	令和六年一月一日
佐藤医院	大崎市古川十日町三―一―三	令和六年一月一日
伊藤内科小児科医院	大崎市古川小泉字泉四〇	令和六年一月一日
ササキ歯科クリニック	大崎市古川南町四―一―二〇	令和六年一月一日
クラーク薬局	大崎市松山千石字広田三五	令和六年一月一日

○宮城県告示第九十二号

おれんじ薬局	富谷市成田四丁目一八一九	令和四年八月一日
医療法人もくせい会守健 診内科	名取市増田一丁目九一二一	令和六年一月二日
たかはし歯科診療所	大崎市古川荒谷新小道二六一一	令和六年一月十一日
神山クリニック	東松島市赤井字川前四番一六	令和四年七月一日
齋藤病院	石巻市山下町一丁目七番二四号	令和四年七月一日
こさか調剤薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田一五〇一四 四五	令和六年一月一日
医療法人社団新生会佐藤 徹内科クリニック	本吉郡南三陸町志津川字沼田一四四一四 五	令和六年一月十七日
ふしみ歯科	遠田郡美里町北浦字船入二三	令和六年一月一日
庄司歯科医院	遠田郡美里町藤ヶ崎町九五	令和六年一月一日
美里町立南郷病院	遠田郡美里町木間塚字原田五	令和六年一月一日
秋元歯科医院	加美郡加美町屋敷二二七一二	令和六年一月十一日
ありまファミリークリニ ック	加美郡加美町西町一九番地	令和六年一月一日
大和クリニック	黒川郡大和町まいの二二二四	令和六年一月一日
斉藤歯科医院	巨理郡巨理町逢隈田沢字遠原二五一六	令和六年一月一日
医療法人社団北社会船岡 今野病院	柴田郡柴田町船岡中央二一五一六	令和六年一月一日
吉田歯科医院	柴田郡村田町村田字末広町一三八	令和六年一月一日
としみ歯科クリニック	柴田郡大河原町字広表二八一三一	令和六年一月一日
さくら小児科医院	柴田郡大河原町住吉町一一一	令和六年一月一日
薬局アリエス	大崎市古川台町三一七七	令和六年一月一日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
守健診内科	名取市増田一丁目九一二一	令和五年十二月三十一日
医療法人社団利府内科胃腸科医院	宮城県利府町中央二丁目八番地の四	令和五年十二月三十日
神山クリニック	東松島市赤井字川前四番一六	令和四年六月三十日

○宮城県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年二月二十日

一 処分を行った地区の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

沼田・八木地区

二 処分の年月日

令和六年一月二十四日

○宮城県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年二月二十日

一 処分を行った地区の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

高城地区

二 処分の年月日

令和六年二月二日

○宮城県告示第九十五号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称  
東鹿原地区
- 二 処分の年月日  
令和六年二月五日

○宮城県告示第九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）
区分	総トン数二十ト未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していることを目的とする漁業として小女子をとすることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
届出年月日	令和六年二月一日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市唐桑町小長根百四十四番一 佐々木 夫 一 気仙沼市四反田五十七番四 菅野 淳
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六條に規定する漁業
特定第二号漁業者数	二人

○宮城県告示第九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）
区分	総トン数二十ト未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していることを目的とする漁業として小女子をとすることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
届出年月日	令和六年二月一日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字板橋五十三番地二 高橋 泰一 本吉郡南三陸町歌津字寄木五十三番地六十 西拔 実
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六條に規定する漁業
特定第二号漁業者数	五人

○宮城県告示第九十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	石巻市区（宮城県漁業協同組合の支所前網支所の地区）
区分	総トン数二十ト未満の漁船により行う漁業であつて、船びき網若しくはすくい網を使用していることを目的とする漁業として小女子をとすることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
届出年月日	令和六年二月一日
発起人の住所及び氏名	石巻市寄磯浜前浜十四番地 渡辺 明敏 石巻市前網浜オソヒ沢渡邊 友孝
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六條に規定する漁業
特定第二号漁業者数	九人

せ営む漁業

○宮城県告示第九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 網地島支 所及び表 浜支所の 地区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により行 う漁業であ つて、船びき 網を使用し ていさだを とることを 目的とする 漁業とし て小女子を とることを 目的とする 漁業と併 せ営む漁業	令和六年二月 一日	石巻市さくら町三丁目 八番地十三 木村 満翁 石巻市小倉 九番地二十三 阿部 昭浩	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六 条に規定する漁 業	三人

○宮城県告示第百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
女川町区 域（宮城 県漁業協 同組合の 網地島支 所及び表 浜支所の 地区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により行 う漁業であ つて、船びき 網を使用し ていさだを とることを 目的とする 漁業とし て小女子を とることを 目的とする 漁業と併 せ営む漁業	令和六年二月 一日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜六十五 鈴木 克彦 牡鹿郡女川町内山一	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 号）第六 条に規定する漁 業	三人

女川町支  
所の地区

て、船びき網  
若しくはす  
い網を使用  
ていさだを  
とることを  
目的とする  
漁業とし  
て小女子を  
とることを  
目的とする  
漁業と併  
せ営む漁業

三 須田 信一郎

三号）第六  
条に規定す  
る漁業

○宮城県告示第百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百六加入 区	平成十九年宮 城告示第百 八十八号（漁 業災害補償 法に基づく 加入区に係 る共済に 関係する 加入区に 関する告示） 宮城県漁業協 同組合の女 川町支所の 指ヶ浜地区 のうち指ヶ 浜の区域	令和六年二月 一日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 大江 清明 牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜六十五 鈴木 浩勝 浜住宅二 号	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて 等養殖業	六人

○宮城県告示第百二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

<p>1 種類 仙塩広域都市計画下水道</p> <p>2 名称 仙台市公共下水道</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）</p> <p>○宮城県告示第百三十三号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和六年二月二十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>1 施行者の名称 柴田町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙南広域都市計画下水道事業</p> <p>2 名称 柴田町流域関連公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 変更なし</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。</p> <p>令和六年二月二十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>三 事業施行期間 「昭和五十一年一月十三日から平成三十八年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月十三日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第百四十四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和六年二月二十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>公 告</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 調達案件及び数量 総合防災情報システム保守・運用管理業務委託 一式</p> <p>2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 履行期間 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで</p> <p>4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内 外</p>

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 8 過去五年間に、国又は地方公共団体等発注の当該システムと同等規模以上の総合防災情報システムの整備又は保守業務を元請けとして履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であつた場合に限る。
- 9 本業務に配置予定の統括責任者及び担当責任者について、当該システムと同等規模以上の情報システム又はネットワークの運用・管理の実務経験が、統括責任者については五年以上、担当責任者については三年以上の者とする。
- 10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限  
宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一一一三三三五）へ令和六年三月五日（火）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等  
1 電子調達システムの利用  
(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県復興・危機管理部防災推進課危機対策班(電話〇二二一一一―二二七五)

3 入札説明書の交付期限

令和六年三月五日(火)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 令和六年三月二十一日(木)午前九時から令和六年三月二十五日(月)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ。

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年三月二十五日(月)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ。

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年三月二十七日(水)午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎五階危機管理センター

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮

城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、委託期間の総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としており、この入札に係る調達案件について歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service(s) to be Procured : Maintenance and Operation Management of Integrated Disaster Prevention Information System (1 set)

2 Contract Period : April 1, 2024 to March 31, 2026

3 Place of Delivery : Disaster Prevention Promotion Division, Reconstruction and Crisis Management Department, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid Submission : March 25, 2024, 5 : 00 p.m.

5 Time and Place of Bid Selection : March 27, 2024, 11 : 00 a.m., Crisis Management Center, 5th floor of Miyagi Prefectural Government Building

6 Contact Information : Crisis Prevention Measures Section, Disaster Prevention Promotion Division, Reconstruction and Crisis Management Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan

TEL: 022-211-2375

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年二月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市高館吉田字西窪田十七番三、二十二番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市高館吉田字西窪田十七番地

渡辺 さなえ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年二月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市南方町新島前十四番一及び十五番一、十六番一、十七番一、十八番一の各一部（第一工区）

岩手県一関市花泉町涌津字道下三十八番地九

株式会社真柄油脂店

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二

十一号

株式会社ツルハ